



山形県公報

平成30年8月22日(水)

号 外 (19)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第636号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン(通称名Deschloro-Nethylketamine、2-Oxo-PCE、O-PCE)及びその塩類
- (2) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名5F-MDMB-PICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成30年8月23日

平成30年8月22日印刷 発行所 山形県庁
平成30年8月22日発行 発行人 山形県